

～ 制度調査部情報 ～

2006年8月31日全7頁

新しい証券税制のあり方に 関するアンケート調査

制度調査部
吉井 一洋

8割が株式譲渡益の10%軽減税率等を支持

【要約】

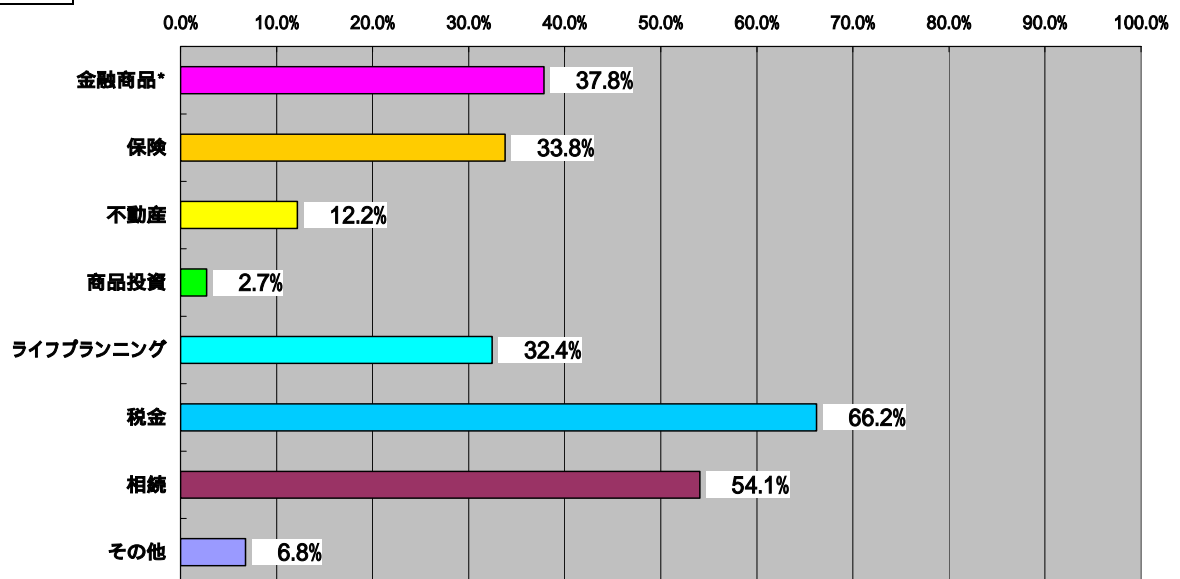
平成19年度税制改正に向けて、株式の10%優遇税率の維持がテーマとなっている。大和総研制度調査部では、今後の議論の材料とするため、日本FP協会の協力で平成18年8月24日からアンケート調査を実施している。8月30日に第一次集計を行なったので、その結果をとりまとめる。当該アンケート調査は、9月13日まで継続し、その後、最終報告を取りまとめる予定である。

1. はじめに

Q1 あなたはどのような分野がご専門ですか？（複数回答可）

金融商品（株式、投資信託、公社債、預貯金、デリバティブなど）
 保険
 不動産
 商品投資
 ライフプランニング
 税金
 相続
 その他

回答結果

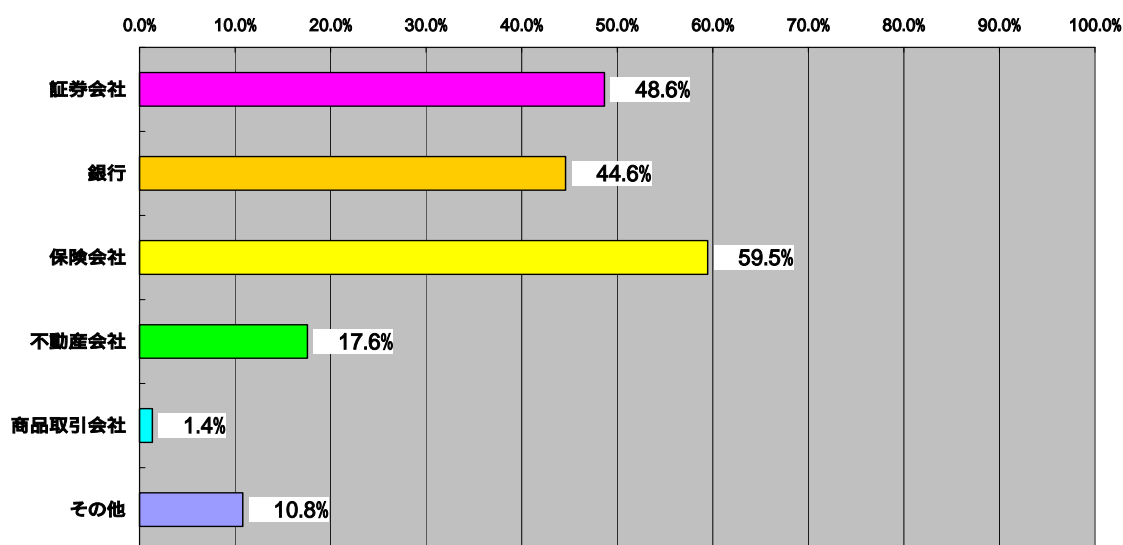


回答者数（74名）の7割強が税制の専門、5割強が相続が専門と回答している。税制に詳しい回答者が多い旨を示唆している。

Q2 あなたと関係の深い金融業者等があれば、お教えてください？（複数回答可）

証券会社
銀行
保険会社
不動産会社
商品取引会社
その他

回答結果



証券会社、銀行、保険会社と関係の深い回答者の比率はほぼ拮抗している。不動産会社、商品投資と関係の深い回答者の比率は低い。その他の中には投信関連の会社と関係が深い回答者が2名いた。

2. 株式譲渡益課税、配当課税に関する質問事項

上場株式等 1 の譲渡益・配当金、公募株式投資信託の分配金に対する税率は、現在、10%に軽減されています。この軽減税率は、上場株式等の譲渡益については平成19年末まで、上場株式等の配当金、公募株式投資信託の分配金については平成20年3月末までを期限としております。以上を踏まえて下記の質問にご回答ください。

- 1 上場株式等には、JASDAQに上場している銘柄、上場新株予約権付社債、店頭売買転換社債、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、上場ベンチャーファンド、外国上場株式等を含みます。

Q3 上場株式等の譲渡益・配当、公募株式投資信託の分配金に対する税率は、今後、どうするのが望ましいでしょうか？

国策である「貯蓄から投資」を推進するため、現行の10%軽減税率を維持する。期限到来後は、20%の税率を適用する。20%の税率は高いので、10%の軽減税率の期限到来後は15%程度に引き上げる。長期（例えば1年超）保有の上場株式等・公募株式投資信託については現行の10%軽減税率を維持し、保有期間が1年以内の上場株式等・公募株式投資信託については、20%の税率を適用する。上場株式等の譲渡益には10%の税率、上場株式等の配当や公募株式投資信託の分配金には20%の

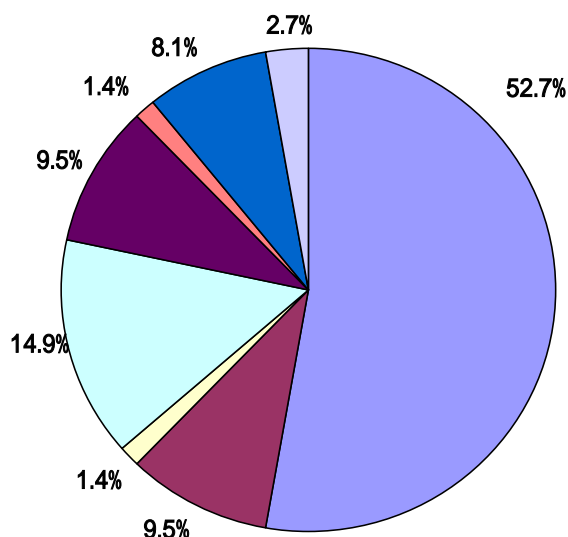
税率を適用する。

上場株式等の譲渡益には 20%の税率、上場株式等の配当や公募株式投資信託の分配金には 10%の税率を適用する。

総合課税を適用し、給与等と同じ税率を適用する。

その他 ()

回答結果



- 1.国策である「貯蓄から投資」を推進するため、現行の10%軽減税率を維持する。
- 2.期限到来後は、20%の税率を適用する。
- 3.20%の税率は高いので、10%の軽減税率の期限到来後は15%程度に引き上げる。
- 4.長期(例えば1年超)保有の上場株式等・公募株式投資信託については現行の10%軽減税率を維持し、保有期間が1年以内の上場株式等・公募株式投資信託については、20%の税率を適用する。
- 5.上場株式等の譲渡益には10%の税率、上場株式等の配当や公募株式投資信託の分配金には20%の税率を適用する。
- 6.上場株式等の譲渡益には20%の税率、上場株式等の配当や公募株式投資信託の分配金には10%の税率を適用する。
- 7.総合課税を適用し、給与等と同じ税率を適用する。
- 8.その他

の現行の軽減税率を維持すべきとの回答が、52.7%と過半を占めた。

譲渡益に何らかの形で 10%の軽減税率を残すべきとの回答は 、 、 の合計で 77.0%を占めた。

配当・分配金に何らかの形で 10%の軽減税率を残すべきとの回答は 、 の合計で 54.1%を占めた(配当・分配金のみ税率 10%で、譲渡益は 20%とする回答は 1.4%に過ぎなかった)。

株式投資に何らかの軽減措置が必要との回答は 、 、 、 、 で 79.7%を占めた。

「その他」の中で、「益出しを薦める」、「基本的にはスタンスに変更はないが、税率が上がる前に利益確定について検討するようにアドバイスする」といった に近い回答も 2 件 (2.7%) 見られた。

Q4 上場株式等の譲渡益・配当、公募株式投資信託の分配金に対する税率が 20%に引き上げられた場合、あなたは顧客に対してどのようなアドバイスをしますか？(複数回答可)

上場株式等や公募株式投資信託への投資を減らすようアドバイスする。

税率が引き上げられる前に、値上がりしている上場株式等や公募株式投資信託を譲渡・解約するようアドバイスする。

上場株式等や公募株式投資信託に対する従来の投資スタンスを変える必要は無いとアドバイスをする。

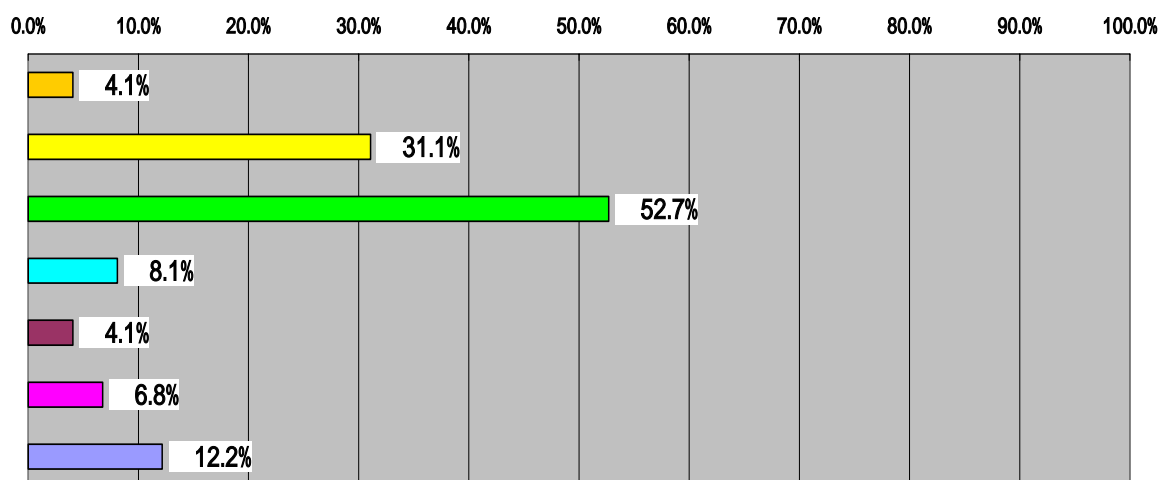
既存の投資分については変更しなくてよいが、新しい資金については、上場株式等や公募株式投資信託以外のものに投資するようアドバイスする。

税負担の増加により手取りの収益が減るので、その分をカバーするため、上場株式等や公募株式投資信託への投資を増やすようにアドバイスする。

特にアドバイスはしない。

その他 ()

回答結果



上場株式等や公募株式投資信託への投資を減らすようアドバイスする。
 税率が引き上げられる前に、値上がりしている上場株式等や公募株式投資信託を譲渡・解約するようアドバイスする。
 上場株式等や公募株式投資信託に対する従来の投資スタンスを変える必要はないとアドバイスする。
 既存の投資分については変更しなくてよいが、新しい資金については、上場株式等や公募株式投資信託以外のものに投資するようアドバイスする。
 税負担の増加により手取りの収益が減るので、その分をカバーするため、上場株式等や公募株式投資信託への投資を増やすようアドバイスする。
 特にアドバイスはしない。
 その他

の上場株式等や公募株式投資信託への投資スタンスを変える必要はないとアドバイスする回答者が 52.7%を占めている。ただし、この中で、 の値上がりしている上場株式等・公募株式投資信託を譲渡・解約するようアドバイスするにも回答している者が 6.8%、 の新しい資金は上場株式等・公募株式投資信託以外に投資するようアドバイスするにも回答している者が 1.4%、 及び にも回答している者が 1.4%いる。これらを除外して純粋に影響が無いと回答している者の割合を見ると 43.2%である。これに対して、 の上場株式等・公募株式投資信託への投資を減らすようアドバイスする、 の値上がりしている上場株式等・公募株式投資信託を譲渡・解約するようアドバイスする、 の新しい資金は上場株式等・公募株式投資信託以外に投資するようアドバイスするといった、株式や公募株式投資信託への投資の削減につながる回答が占める割合も 、 、 で重複して回答している分を調整すると 37.8%を占めている。

今回のアンケートの対象はFPである。FPは投資のアドバイスをするを業務としている。株式や公募株式投資信託の投資が減るということは、それだけアドバイスの機会が減るということであり、よほどのことが無い限り、投資を減らす方にアドバイスはしたがらないのではないかと思われる。とすると、 の投資スタンスを変える必要がないとの回答が多数を占めるのは当然であるとも考えられる。

それよりもむしろ、ビジネスの機会の減少につながる可能性があるにもかかわらず、投資を減らす、あるいは売却・解約するようアドバイスするとの回答の比率が 4 割近くある点にむしろ注目すべきである。軽減税率の廃止が株式や株式投資信託の投資にマイナスの影響を与えることは十分に予測される。

「その他」の中で、「基本的にはスタンスに変更はないが、税率が上がる前に利益確定について検討するようにアドバイスする」といった に近い回答（ に重複回答）も 1 件（1.4%）見られた。

Q5 あなたの顧客が上場株式等に投資する際に、その譲渡益をどのように位置づけて投資していますか？

価格の短期的な変動を利用し、短期的な売買により譲渡益を獲得することを目的として、上場株式

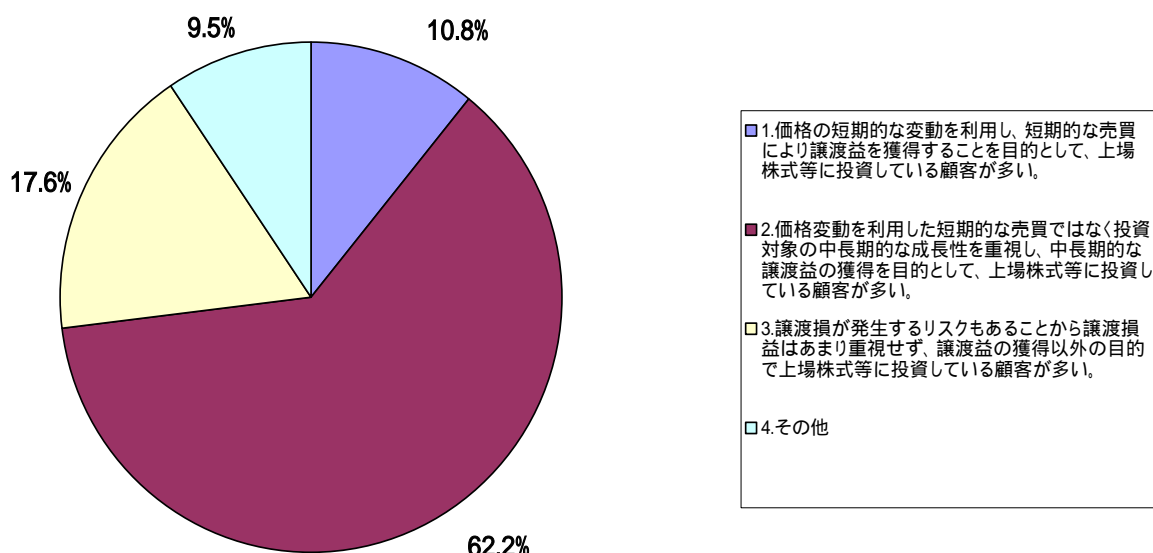
等に投資している顧客が多い。

価格変動を利用した短期的な売買ではなく投資対象の中長期的な成長性を重視し、中長期的な譲渡益の獲得を目的として、上場株式等に投資している顧客が多い。

譲渡損が発生するリスクもあることから譲渡損益はあまり重視せず、譲渡益の獲得以外の目的で上場株式等に投資している顧客が多い

その他 ()

回答結果



譲渡益に関しては、中長期的な譲渡益を獲得する目的で投資している顧客が多いとの回答が6割強を占めた。短期の売却益獲得目的で投資している顧客が多いとの回答は、10.8%であり、デイトレーダーの占める比率はそれほど高くない旨を示唆している。両方合せて譲渡益を重視する顧客は73.0%を占めた。

ただし、だからといって短期の譲渡益の税率を引き上げても影響が無いと判断するのは妥当ではないと思われる。現在、株式市場の売買に占める個人投資家の売買の比率は30%を超えている。長期保有の投資家は売買頻度が低いことを考えると、個人の売買に占める短期売買のウエイトは高いと推察される。もし仮に、短期売買への税率を10%から20%に引き上げた場合、個人の売買の減少を招き、市場の厚みが無くなる可能性がある。また、現在の税制になる前には、長期保有の上場株式等の売却益は10%の税率、1年以内の短期保有の場合は20%の税率を適用することが予定されていた。しかし、税制が複雑になることや、実務上の事務負担が重いことから、結局、保有期間が1年超か否かにかかわらず、10%の税率が適用されることになった経緯も思い出すべきであろう。

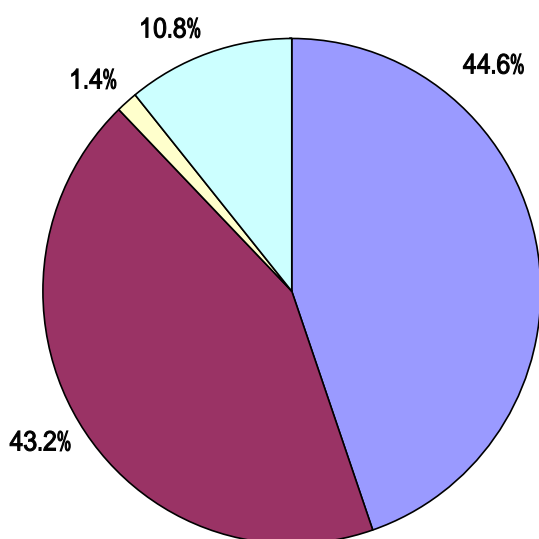
Q6 あなたの顧客が上場株式等に投資する際に、配当をどのように位置づけて投資していますか？

これまでわが国企業の配当性向は低かったことから、配当に対しては収益としてあまり期待していない顧客が多い。

最近では、わが国企業の配当性向も高まっており、安定的な収益源である配当を重視して上場株式等に投資する顧客が多くなってきた。

配当の獲得を狙って、上場株式等を配当基準日前に購入し、配当を受領後に売却する顧客が多い。その他 ()

回答結果



- 1.これまでわが国企業の配当性向は低かったことから、配当に対しては収益としてあまり期待していない顧客が多い。
- 2.最近、わが国企業の配当性向も高まっており、安定的な収益源である配当を重視して上場株式等に投資する顧客が多くなってきた。
- 3.配当の獲得を狙って、上場株式等を配当基準日前に購入し、配当を受領後に売却する顧客が多い。
- 4.その他

配当に関しては、最近企業の配当性向が高まっていることを受け、の配当を重視して上場株式等に投資する顧客が多くなってきたとの回答が 43.2% を占めた。の配当を収益としてあまり期待していない顧客が多いとの回答 (44.6%) とほぼ拮抗している。の短期の配当取り目的顧客が多いとの回答も合せると、配当を重視するとの回答は 44.6% を占め、と同数になっている。

証券教育広報センターが実施した平成 15 年度の「証券投資に関する全国調査」では、株式保有理由として「配当がもらえること」を挙げている回答者は 3 割に満たない。これと今回の回答を比較すると、近年の配当性向の高まりにより、個人投資家が配当を重視するようになってきていることが伺える。

「その他」の中では、配当と譲渡益両方を重視するとの回答が 2 件 (2.7%)、「基本的には 1 だが、株主優待を配当の一部と捉えている方々が多い」との回答が 1 件 (1.4%) あった。

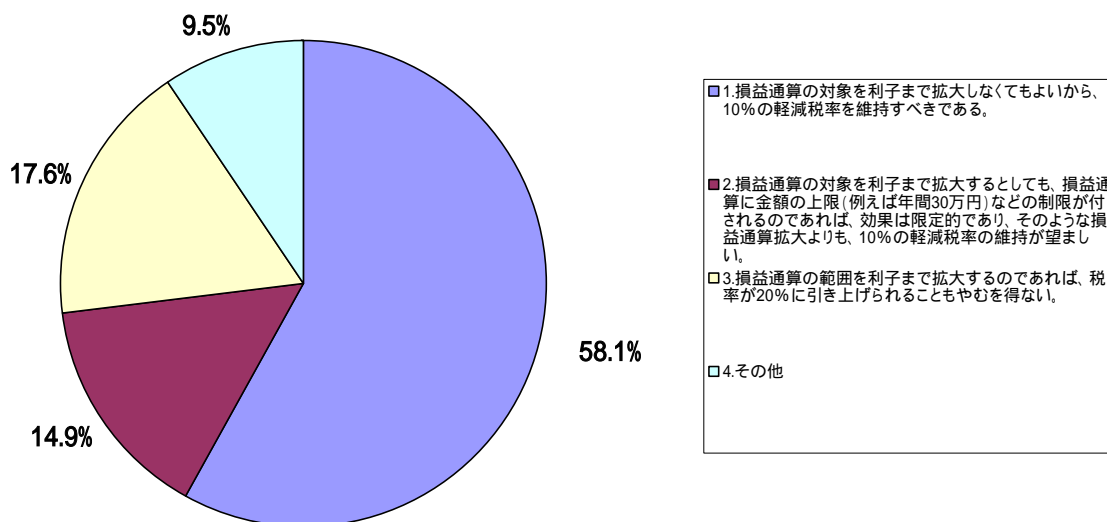
Q7 現在、上場株式等や公募株式投資信託の譲渡損は、これらの譲渡益との間でのみ損益通算が可能です。もし仮に、損益通算の対象を公社債や預貯金の利子まで拡大するのであれば、利子に適用される税率が 20% であることから、上場株式等や公募株式投資信託の 10% の軽減税率維持は難しくなると思われます。公社債や預貯金の利子との損益通算と、上場株式等や公募株式投資信託の 10% の軽減税率維持のいずれが望ましいとお考えですか？

損益通算の対象を利子まで拡大しなくてもよいから、10% の軽減税率を維持すべきである。損益通算の対象を利子まで拡大するとしても、損益通算に金額の上限 (例えば年間 30 万円) などの制限が付されるのであれば、効果は限定的であり、そのような損益通算拡大よりも、10% の軽減税率の維持が望ましい。

損益通算の範囲を利子まで拡大するのであれば、税率が 20% に引き上げられることもやむを得ない。

その他 (

)

回答結果

の損益通算の対象を利子まで拡大しなくていいから、10%の軽減税率を維持すべきとの回答が58.1%と6割弱を占めた。

の回答も合せると、利子との損益通算よりも10%の軽減税率維持が望ましいとする回答は、73.0%を占めた。